# 削減義務実施に向けた専門的事項検討会設置要綱

(制定) 平成20年10月16日 20環都計第294号 (改正) 平成24年11月30日 24環都総第616号

# (設置目的)

第1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の12に基づき、削減義務率を定め、又は変更する際に専門的知識を有する者からの意見を聴くため、削減義務実施に向けた専門的事項検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

# (検討事項)

第2 検討会は、削減義務率の決定又は変更のために必要な専門的事項を検討する。

# (構成)

- 第3 検討会は、学識経験者、専門的知識を有する者のうちから、環境局長が委嘱する委員5人以内をもって構成する。
- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会の下に特定の事項に関して検討するためのワーキンググループを設置することができる。
- 3 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。
- 4 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、 意見を求めることができる。

# (任期)

- 第4 委員の仟期は、1年以内で環境局長が指定する期間とする。
- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、各委員の任期を延長することができる。

# (座長)

- 第5 検討会に座長を置き、座長はあらかじめ環境局長が指名する。
- 2 座長は、会議の司会及び進行を務める。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

# (会議の開催等)

- 第6 検討会は、環境局長が招集する。
- 2 検討会は、東京都附属機関等設置運営要綱第6及び東京都情報公開条例第7条の規定に基づき、非公開で行うものとする。ただし、環境局長は、検討会終了後、 議事要旨を公開することができる。

#### (庶務)

第7 検討会の庶務は、環境局都市地球環境部総量削減課において処理する。

#### (雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。